

(NPO) 法人 特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター



■ 困ったら助け合いましょう。私たち NPO 法人 とうきょう労働相談センターは、労働者がボランティアとして活動しています。

■ 労働者の働き方は、本来、無期・直接雇用が基本だと考えます。しかし、派遣労働、請負労働など有期・間接労働が蔓延し、雇用不安と労働条件の悪化が顕著になっています。

■ 私たちは、労働者は会社の奴隷ではなく、人間であることを宣言します。

■ 働く仲間と手をつなぎ、力を出し合い、助け合いながら、労働者の社会的地位の向上を目指します。

■ この目的を推進するため地域の市民団体や労働組合とも協力しながら活動します。

■ 人間らしい生活と労働をめざし、その基礎的条件となる平和を求めます。

■ 相談日のお知らせ

- 平日は常時担当者が待機しております。
お電話か FAX を下さい。
- 緊急の場合はこの限りで張りません。
- お越しになる場合は、事前に電話でお申し込み下さい。
- メールは、毎日 2 4 時間受け付けます。
お応えは、翌日になる場合があります。
- どなたでも相談できます。

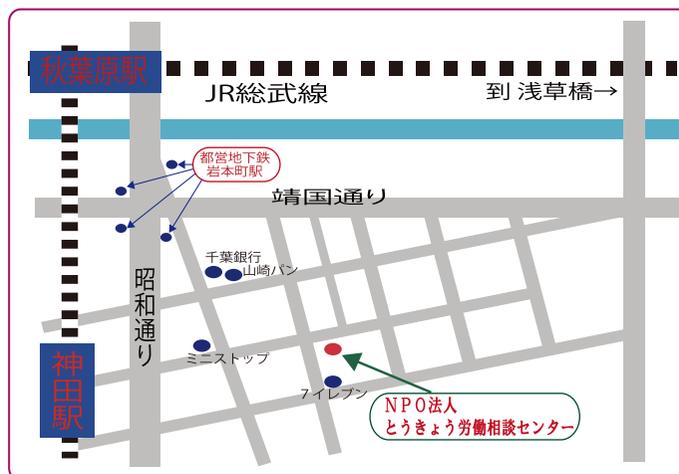
■ 連絡先

TEL 070-6576-2071 070-6572-2072
070-6572-2073 070-6400-2075
FAX (03)-5820-2080
メール info@tokyorodosodan.net
ホームページ <http://tokyorodosodan.net/>

■ 事務所

(NPO) 法人 特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター

〒 101-0032 東京都千代田区岩本町 2-17-4
NS20ビル1階 労働運動センター内



都営地下鉄新宿線「岩本町駅」下車 A5 出口より徒歩 5 分
JR・東京メトロ「秋葉原駅」下車 昭和通り出口より徒歩 10 分
JR「神田駅」下車 東口より徒歩 15 分

NPO 特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター

職場で困ったら 労働相談

相談無料 秘密厳守

まず、連絡しよう



電話 070-6576-2071
ファックス 03-5820-2080

ホームページ <http://tokyorodosodan.net/>
メール info@tokyorodosodan.net

(NPO) 法人 特定非営利活動法人 とうきょう労働相談センター

〒 101-0032 東京都千代田区岩本町 2-17-4
NS20ビル1階 労働運動センター内



お互いさまです。 困ったときに助け合うのは!

■「店長だから!」「管理職だから!」労働時間の制限はないのでしょうか?

「店長」でも、8時間労働は守られ、残業賃金が支払われなければなりません。「店長だから、管理職だから」と長時間労働・過労によって倒れる前にご相談ください。

■サービス残業をしていませんか!

「外回りだから、年俸制だから残業代が付かない」と言われていませんか。会社が労働時間を把握できているときは、残業出しを支払わなければなりません。相談してみてください。

■請負・派遣トラブルはありませんか?

契約期間の途中打ち切りや労働条件の反故は法律違反です。違反した企業は罰せられ、損害賠償を求めることができます。

失業保険・派遣だから失業保険は付かないと言われて

いませんか。相談してください。

■突然解雇されると言われて困っていませんか?

使用者は、合理的理由がない限り労働者を解雇できません。解雇すべき合理的理由がないときは、解雇権を濫用したとして解雇は無効であるという判例が確定しています。理由を確かめ、納得できないときにははっきり断りましょう。

■イジメやセクハラ、労働災害にあっていませんか?

イジメ、セクハラは決して許されることではありません。泣き寝入りせずにご相談ください。そのため、うつ病になったりすることは会社の責任です。仕事でケガや病気になるのは会社の責任です。労災の治療費は無料、休業期間の賃金も保障されます。健康保険などを使って治療させることは違法で、詐欺罪にもなります。



NPO 法人（特定非営利活動団体）とうきょう労働相談センターは、労働相談を専門に取り組んでいる団体です。

職場で困ったときは「お互いさま」です。あなたと向き合い、本音で語り合います。お気軽にご相談ください。相談は無料です。秘密は守ります。

TEL 070-6576-2071 FAX (03)-5820-2080 E-mail info@tokyorodosodan.net

